

**社会福祉法人草加市社会福祉協議会
新規採用臨時職員募集案内書
臨時職員（非常勤）**

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

社会福祉法人草加市社会福祉協議会新規採用臨時職員募集要項

1 職種及び資格

職 種	臨時職員（非常勤職員）
資 格	① 昭和36年4月2日以降に生まれた方 ② 学校教育法による高等学校以上を卒業した方 ③ 社会福祉に興味・関心のある方 ④ Excel、Wordなどのパソコンの基本的な操作ができる方 ※人物重視の選考になります。
業務内容	社会福祉協議会での事務及びサポート。（電話、窓口対応あり）

次の項目に該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 過去に本会の職員等の募集に応募し、不採用または選考外となった方
※職種問わず再応募不可

2 採用人数 若干名

3 試 験

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：面接（令和6年8月20日（火）予定）

※詳細な日時については、一次選考を通過した方に改めてご案内します。

4 合格発表 合否を問わず、応募者全員に文書で通知します。

5 採用予定日 令和6年9月1日（採用決定者と調整の上決定）

6 健康診断

健康診断については、合格者のみ行い、費用は自己負担とします。ただし、3か月以内に健康診断を済ませている場合は、その写しに代えることができます。

7 受付期間、受付場所等

(1) 受付期間 令和6年7月23日（火）から令和6年8月5日（月）まで （必着）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。

(3) 受付場所 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 事務局

所在地 埼玉県草加市松江一丁目1番32号

(4) 応募方法 上記住所へ直接持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送で提出される場合は封筒の表に朱書きで「採用応募」と記載してください。

8 提出書類

1	履歴書（書式指定なし） （最近3か月以内に撮影した写真を添付のこと。 履歴書は本会ホームページからダウンロードすることもできます）	1通
2	職務経歴書	1通
3	資格証明書等の写し（運転免許証などある場合のみ）	各1通

9 新型コロナウイルス感染症防止に向けた対応について

- ・試験会場では換気のため、適宜、窓やドアなどを開ける場合があります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- ・試験会場へ来場する前に体温を測定し37.5℃以上の場合、体調がすぐれない場合、新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない場合は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

10 その他

- (1) 応募書類は、一切お返ししません。
- (2) 結果に対する問い合わせは、一切お断りします。
- (3) 採用日は、応相談とします。

[問い合わせ先]

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 事務局 総務課
電 話 048-932-6770

採用試験から採用までの経過及び採用後の給与等の待遇について

- 1 採用試験から採用までの経過について
採用試験に合格後、健康診断を受け、その診断結果の提出を確認し、採用が決定（内定）します。
- 2 勤務先
住所 埼玉県草加市松江一丁目1番32号（最寄駅：獨協大学前駅）
名称 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 松江事務所
※事務所の移転により勤務先が変更になる場合がございます。
- 3 勤務時間
月曜日から金曜日のうち、週3日～4日勤務
午前10時から午後3時までの4時間勤務（うち、午後0時から午後1時は昼休憩）。
- 4 給与等について（令和6年度現在）
本会臨時職員の雇用に関する要綱により支給されます。
 - （1）時給：1,080円
月額換算（週4日、月平均労働日数16日で換算）：69,120円
賃金締切日：月末締、毎月21日支給（翌月支給）
 - （2）その他
通勤手当（要綱に基づく）
- 5 加入保険等
労働保険（労災保険のみ）
- 6 休暇制度
休暇（年次有給休暇）は、労働基準法の定めるところにより付与され、最高20日まで翌年に繰り越すことができます。
- 7 試用期間について
最初の3ヶ月間とします。その間労働条件等に差異はありません。